

第2章 防災組織

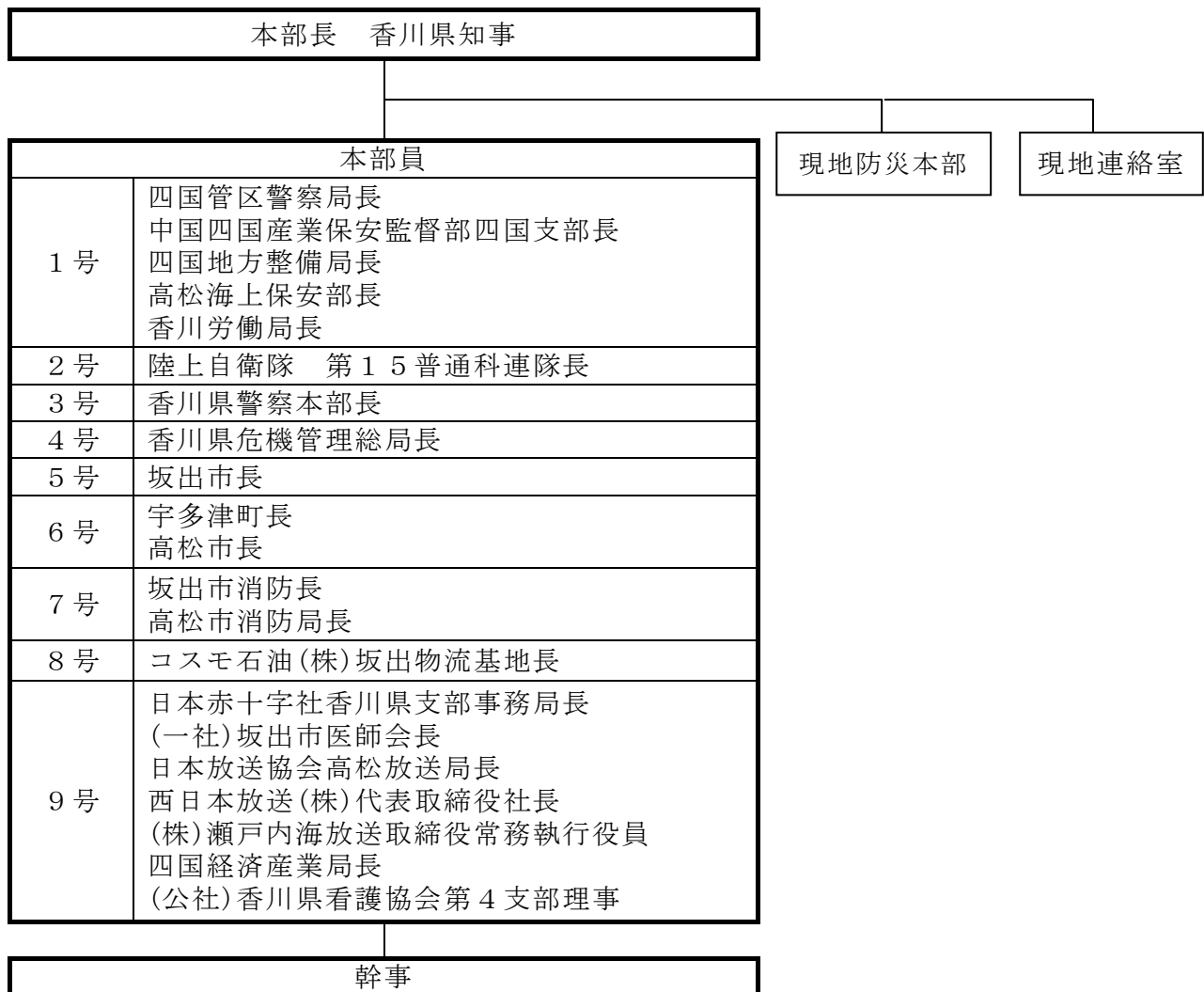
特別防災区域の防災組織としては、防災の第一次的責任を有する事業所自ら防災活動に当たるための自衛防災組織と公的消防機関を中心とする行政機関の防災組織がある。

さらに、防災に関し総合的な計画の作成及び災害が発生した場合、国、県、市町、事業所、その他防災関係機関の総合的な連絡調整等を図るため、石油コンビナート等災害防止法第27条第1項の規定に基づき、香川県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を常設機関として県に設置する。

以下、防災本部、防災関係機関、自衛防災組織等の組織及び処理すべき業務の大綱を次のとおり定める。

第1節 香川県石油コンビナート等防災本部

- 1 防災本部は、本部長（香川県知事）、石油コンビナート等災害防止法第28条第5項の各号に掲げる本部員及び本部員を補佐する幹事をもって次のとおり組織する。



- 2 本部長は、防災本部の事務を総括し、本部長に事故あるときは香川県副知事がその職務を代理する。なお、本部長、副知事ともに事故あるときは、知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成23年香川県規則第56号)において定められた職員が順にその職務を代理する。
- 3 本部長は、番の州地区特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、現地防災本部を設置する。
- 4 防災本部の設置場所は香川県庁内とし、庶務事務は危機管理総局が担当する。
- 5 防災本部は、次の事務を所掌する。
 - (1) 石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進すること。
 - (2) 防災に関する調査研究を推進すること。
 - (3) 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
 - (4) 災害が発生した場合において、県、指定地方行政機関、坂出市、関係公共機関、公共的団体、特定事業者及び防災上重要な施設の管理者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策並びに災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
 - (5) 現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
 - (6) 災害が発生した場合において、国の行政機関及び他の都道府県との連絡を行うこと。
 - (7) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。
- 6 県災害対策本部との連携

南海トラフ地震等広域災害発生時において、特別防災区域外の防災活動と連携の必要があると本部長が認めたときは、県災害対策本部と一体となった防災本部組織の運用を図る。
- 7 県国民保護対策本部との連携

武力攻撃災害への対処に当たっては、本計画のみならず、国民保護に関する計画又は業務計画の定めにより措置を実施する。
- 8 現地防災本部
 - (1) 現地防災本部の組織は、原則として、次のとおりとする。

現地本部長は、原則、坂出市長とする。

現地本部員は、本部長(知事)が本部員のうちから指名する。

指名された本部員が招集できない場合は、本部員から権限を委任された実務担当者を代理者として指名する。
 - (2) 設置者及び設置手続

本部長(知事)が、設置基準により設置する。

(3) 設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施する必要があるとき。

(4) 設置場所

原則として、坂出市役所内とする。

(5) 所掌事務

災害の規模、態様、状況に対応する緊急かつ統一的な防災活動事務を行う。

9 現地連絡室の設置

事業所が発災した際には、当該事業所に現地指揮本部が設置されるが、防災本部は、災害の規模、様態、状況等から特別の必要があると認めるときは、災害情報の早期把握、情報の共有化、連絡調整を目的として、発災事業所又は適当な場所に、連絡調整員（防災関係機関や特定事業所から派遣）から成る現地連絡室を設置することができる。

なお、現地防災本部が設置された場合には、現地連絡室はその指揮下に入る。

< 関係資料 >

香川県石油コンビナート等防災本部条例	資料 2-1
香川県石油コンビナート等防災本部条例の施行期日を定める規則	資料 2-2
香川県石油コンビナート等防災本部運営要綱	資料 2-3
香川県石油コンビナート等防災本部名簿	資料 2-4
現地連絡室の設置	資料 2-5

第2節 関係機関等の業務の大綱及び組織の整備等

関係機関等の業務の大綱	組織の整備・職員の配置
<p>四国管区警察局</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察行政の調整に関する事 県警察本部との連絡、警察通信に関する事 	<p>所管課：総務監察・広域調整部 災害対策官</p>
<p>中国四国産業保安監督部四国支部</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス事業、鉱山等の保安の確保及び被災時の応急対策等 <p>四国経済産業局</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災時の電気、ガス事業の応急対策並びに被災事業者への業務支援等 	<p>平常の組織・職員により対応する。</p>
<p>四国地方整備局</p> <p>(高松港湾・空港整備事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾施設の整備と防災管理に関する事 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導に関する事 海上の流出油に対する防除措置に関する事 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関する事 <p>(香川河川国道事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理の国道、河川等の保全等に関する事 	<p><高松港湾・空港整備事務所(海洋環境)></p> <p>船 舶 海面清掃兼油回収船「美讃」 双胴、鋼製、総トン数 196 t 吃水 2.64 m 乗組員 7 名</p> <p>清掃船出動 第六管区海上保安本部長から出動要請を受け、かつ、総合勘案のうえ必要と認めた場合に出動する。</p> <p><香川河川国道事務所></p> <p>主務課：防災課</p>

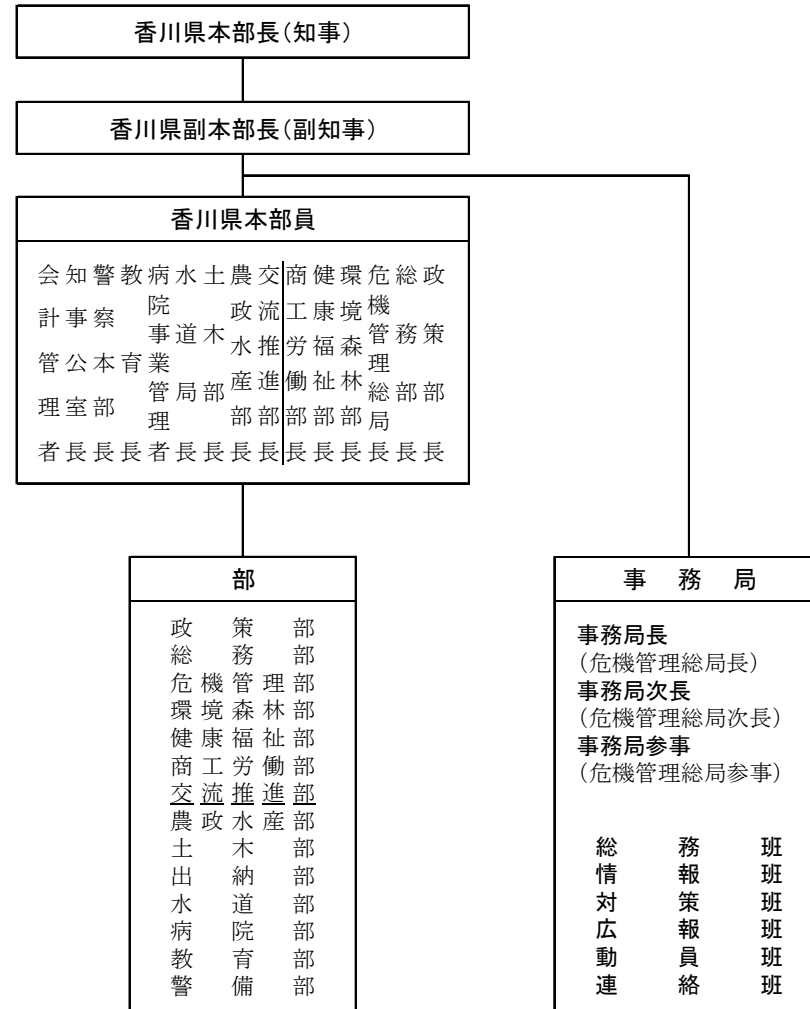
<p>高松海上保安部・坂出海上保安署</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海上の災害に係る救助、援助に関すること ● 海上の災害に係る防御に関すること ● その他海上の災害に係る船舶の安全の確保に関すること 	<p>海上保安庁非常配備規則、第六管区海上保安部警戒配備規則、大規模海難等対策本部規則、中規模海難等対策本部規則等に従い対策本部を設置し、職員を配置する。</p>
<p>香川労働局、坂出労働基準監督署</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係事業所の労働災害防止の監督指導 ● 労働安全衛生教育の徹底 	<p>平常の組織・職員により対応する。</p>
<p>陸上自衛隊（第15普通科連隊）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害派遣出動による救助、輸送、道路の応急啓開、消防、水防、防疫、給水、通信支援、応急医療の実施に関すること ● 災害派遣活動に伴う情報収集、準備、偵察、連絡に関すること 	<p>平常の組織・職員により対応する。</p>
<p>香川県警察本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応急対策用車両の優先通行の確保と避難路確保に関する交通規制 ● 民心の安定に関すること及び避難誘導等災害の発生に伴う警備に関すること 	<p>香川県警察防災業務計画等に従い、警察本部及び坂出警察署に警備本部等を設置し、職員を配置する。</p>

香川県

- 石油コンビナート等防災本部並びに本部事務局に関すること
- 災害時における防災関係機関の連絡調整に関すること
- 大容量泡放射システム輸送時における関係機関及び他ブロックとの連絡調整に関すること
- 災害応援体制の総合調整に関すること
- 自衛隊災害派遣に関すること
- 産業保安対策に関すること
- 県管理の施設職員・来訪者等の避難管理に関すること
- 県管理の道路、水道等公共施設の保全復旧に関すること
- 生活環境の保全に関すること

発災時の組織

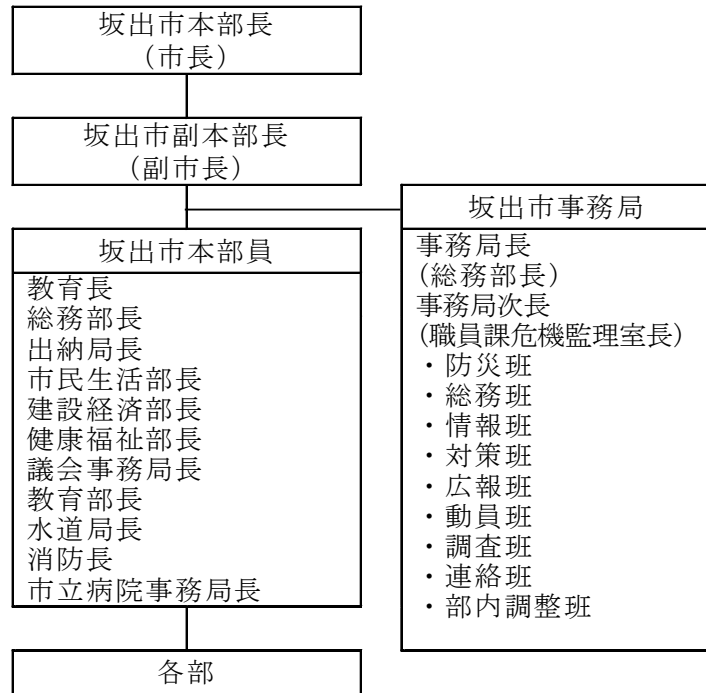
香川県災害対策本部に準ずる。



坂出市

- 災害対策本部の設置並びに防災関係機関への連絡
- 住民等（居住者及び施設職員・来訪者等）の避難管理、警戒区域の設定措置、住民への広報
- 危険物の規制及び指導、危険物の安全教育
- 消防救急業務の実施、火災予防の指導
- 自衛防災組織に対する指導指示
- 市管理の港湾等公共施設の保全復旧に関すること

坂出市災害対策本部組織図



災害対策本部の設置及び解散（坂出市地域防災計画（平成28年度版）抜粋）

1 市の活動組織

(2) 坂出市災害対策本部

① 災害対策本部の設置、解散

市長は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に坂出市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を解散する。

【設置基準】（一般対策編）

ア 本市に気象警報等が発表され、相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

イ 市内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

- ・大規模な火災または爆発
- ・災害を誘発する物質の大量流出
- ・大規模な列車、航空機、船舶等の事故
- ・その他重大な事故

ウ 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分または不可能であるとき。

【設置基準】（震災・津波対策編）

ア 坂出市域で震度5強以上の地震が発生したとき。

※ 県計画では、震度6弱以上とされているが、本市には震度観測点が「久米町」「王越町」の2箇所しかなく、いずれも南海地震推定震度分布図（香川県作成）における予想震度6弱の地域から外れているため、本市においては震度5強にて第3次配備とする。

イ 坂出市域で震度5弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生または発生するおそれがあるとき。

ウ 香川県に津波警報、大津波警報が発表されたとき。

エ 東南海地震が単独で発生したとき、または東海地震・東南海地震が同時発生したとき。（南海地震の連動発生に備えるため。）

オ 本市に地震が発生し、相当規模の災害が発生または発生するおそれがあるとき。

カ 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分または不可能であるとき。

関係機関等の業務の大綱	組織の整備・職員の配置
<p>日本赤十字社香川県支部</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の医療救護班の派遣 ● 災害時の血液製剤の供給 ● 香川県赤十字奉仕団による救援活動（炊出し等） 	<p>日本赤十字社香川県支部 医療救護班 8 班 平常の組織・職員により対応する。</p>
<p>(一社)坂出市医師会 (公社)香川県看護協会 災害・事故による多数の負傷者等が発生した場合、医療救護活動及びその調整に関すること。</p>	
<p>報道機関 災害が発生した場合、緊急広報事項（避難勧告の周知等）について、防災本部、現地防災本部と連携をとり、放送を通じ広報すること。</p>	

第3節 特定事業所における防災体制

1 自衛防災組織

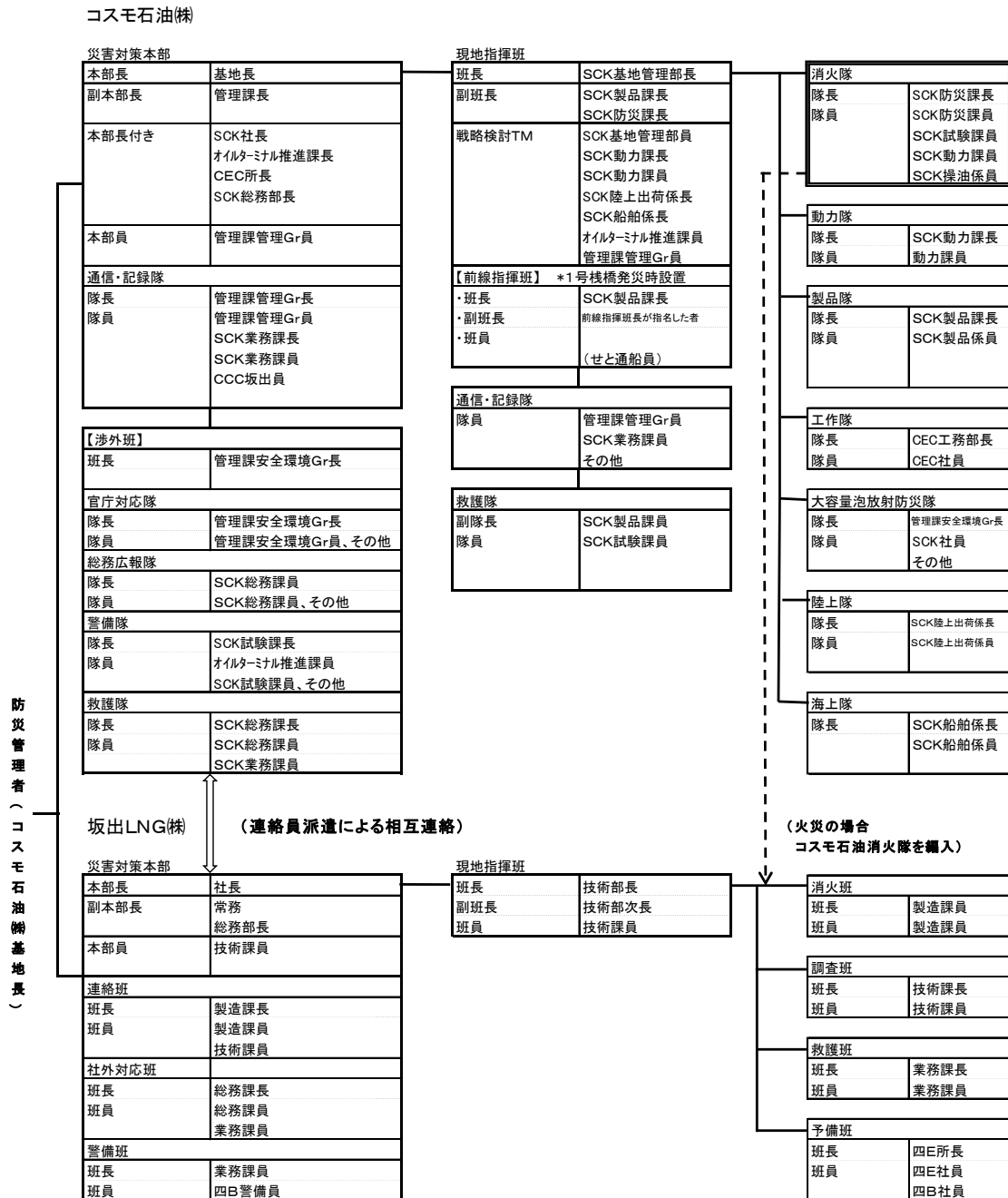
特定事業者は、その特定事業所における災害の発生及び拡大を防止するに必要な防災要員及び防災資機材を配備しなければならない。

また、防災管理者を選任して自衛防災組織を統括させ、防災体制の確立に努める。

自衛防災組織の業務は、災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務の全てであり、災害発生前の防止対策及び災害の鎮圧等を行う。

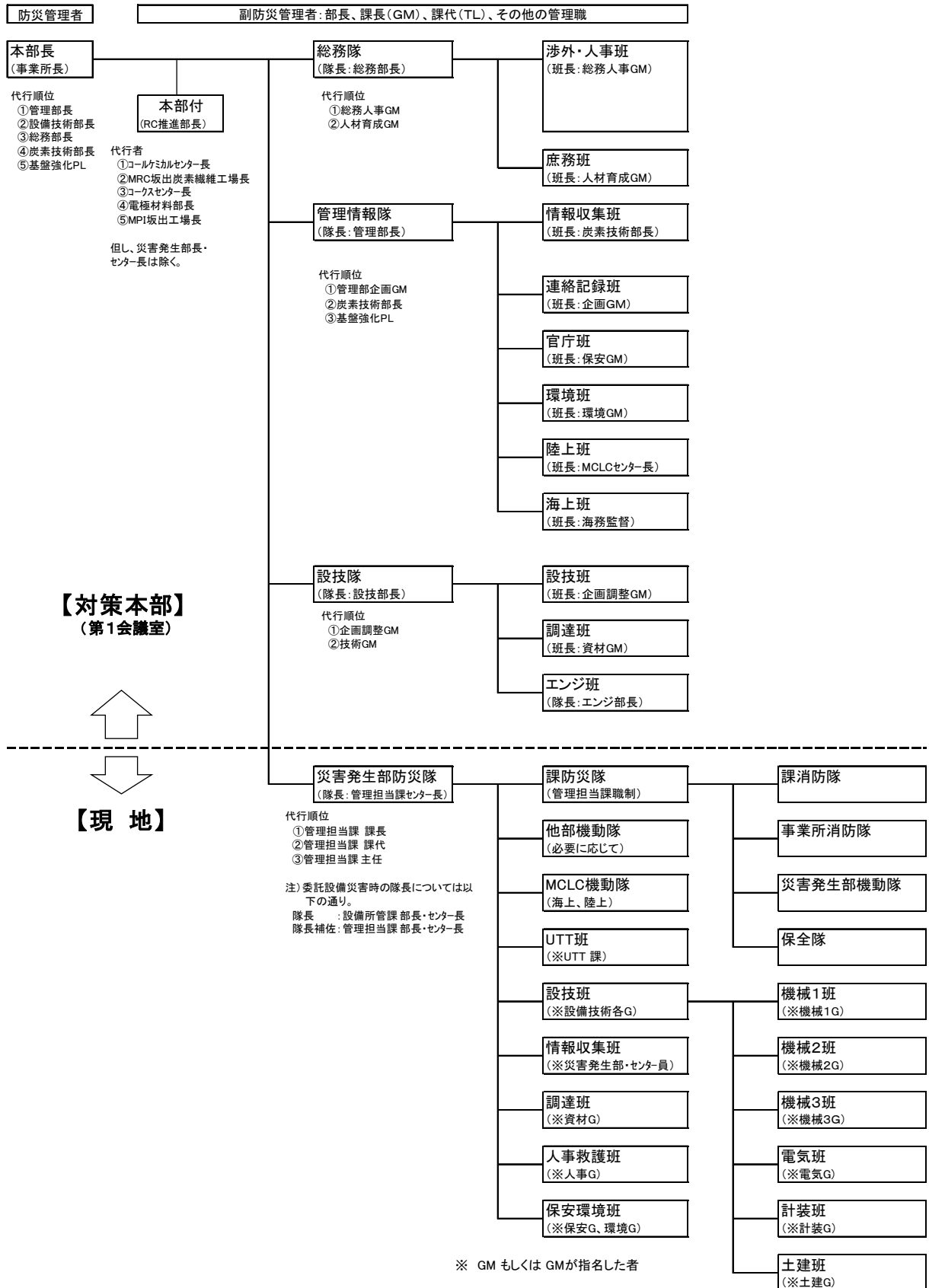
(1) コスモ石油(株)坂出物流基地 (制改定：平成28年4月)

合同事業所非常組織図

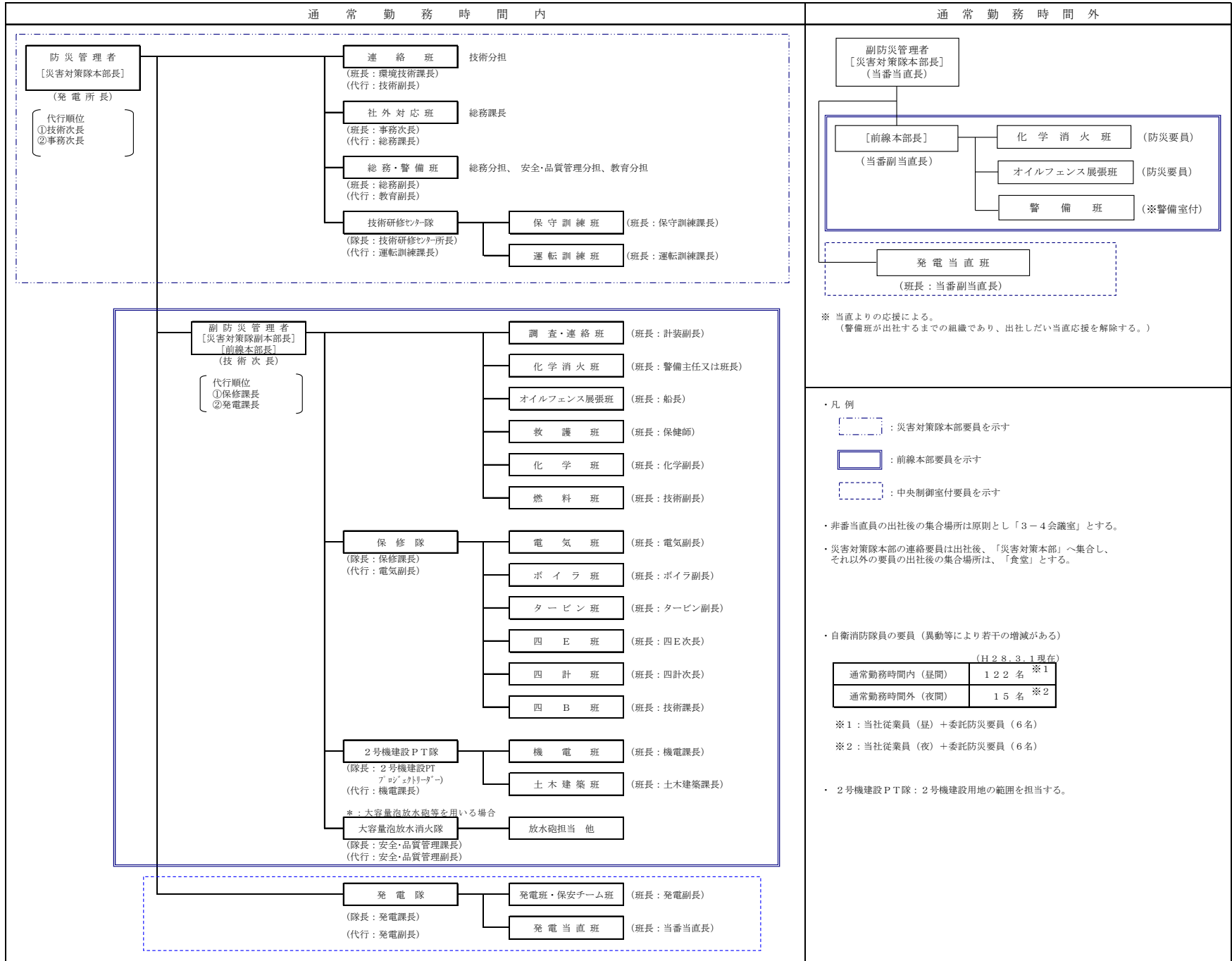


※(一財)海上災害防止センターと海上セーフティーサービス(MD S S)を契約し有害危険物質(H N S)等汚染事故や火災事故に備えて、資機材・要員を配備し即応体制の確保等を行っている。

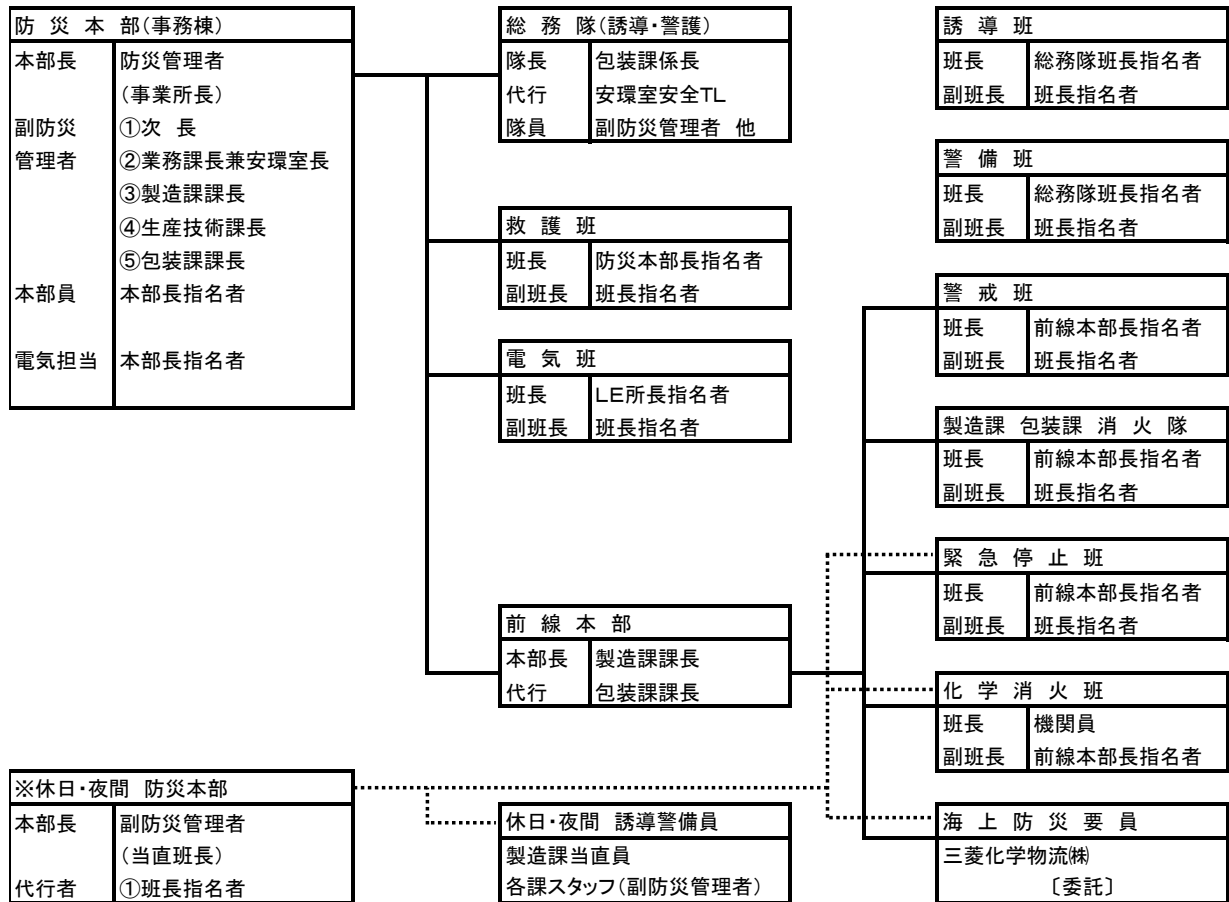
(2) 三菱化学(株)坂出事業所 (制改定：平成27年4月)



※(一財)海上災害防止センター及び海上セーフティーサービス(MDSS)と契約し、有害危険物質(HNS)等汚染事故や火災事故に備えて、資機材・要員を配備し即体制の確保等を行っている。



(4) ライオンケミカル(株)オレオケミカル事業所(制改定：平成27年4月)

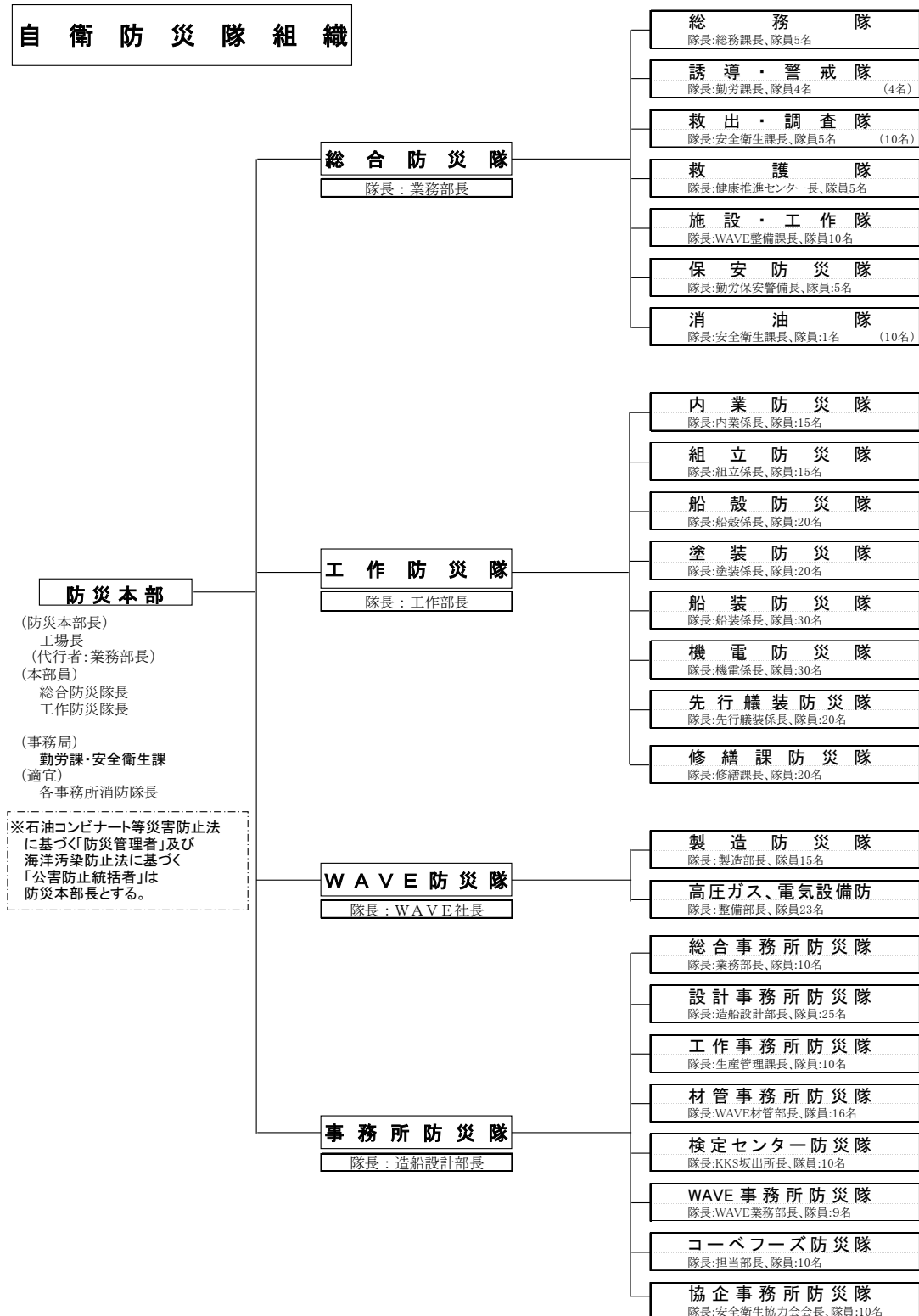


※破線は休日・夜間の組織編成であり、緊急呼出による応援者が出勤してきた場合は、防災管理者(副防災管理者)の判断により、適宜組織編成を行うものとする。

(5) 川崎重工業(株)船舶海洋カンパニー坂出造船工場

(制改定：平成 26 年 1 月)

平成26年1月1日改正



注)

- 1.各隊の任務は自衛防災隊々則による。
- 2.工作防災隊及びWAVE防災隊の各隊は必要に応じて救出班、工作班、誘導警戒班、消火班、消油班等の班編成を行なう。
- 3.艀装船・修繕船等の工事を所掌する所属の自衛消防隊は別途各船毎に防災組織を編成する事とする。
- 4.災害の程度が局所的な場合(坂出工場防災基準第3条(表1)の災害区分の第一次・二次防災体制)は各所属・事務所の自衛防災隊が対処する。
- 5.災害の程度が大規模と判断された場合(坂出工場防災基準第3条(表1)の災害区分の第三次・四次防災体制及び第二次防災体制であっても規模が比較的大きい場合)は防災本部長は防災本部を設置し総合防災隊が工作・WAVE・事務所防災隊と協力して災害対策に当たる。
- 6.総合防災隊は工作・WAVE・事務所防災隊の各隊から人員派遣を受けその任務を遂行する。
- 7.組織図中の()内の人員については他の所属の消防隊からの被援者数

2 瀬戸内地区広域共同防災協議会

大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材（以下「大容量泡放射システム」という。）を用いて防災活動を行う。

当該業務は、構成する特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、大容量泡放射システムを配備場所から災害現場への移動、設定等及び、平常時における大容量泡放射システムに係る防災教育・訓練、日常点検や整備を含む。

3 番の州地区特別防災協議会

特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者と、その他の事業者で、共同して区域の災害の発生又は拡大の防止をするため、番の州地区特別防災協議会が設置されている。

「番の州地区特別防災協議会会則」 資料 2-6

「番の州地区特別防災協議会防災相互応援協定」 資料 2-7

第4節 応援協力体制

災害の拡大防止のため、特定事業所相互間、災害応急対策実施機関相互間、県内市町相互間、他県との相互応援協力等の相互応援協定等を締結するなど、応援協力体制の確立を図る。

1 特定事業所間の相互応援

特別防災区域内に所在する特定事業所プラント等において相互に関連する部分が多いため、一の事業所で火災が発生した場合には、他の事業所に拡大し、それが大災害になる危険性が高いので、特別防災区域に係る災害については、同区域の事業者が共同して対処する必要がある。

このことから、石油コンビナート等災害防止法第24条第2項で特別防災区域内の特定事業所において異常現象が発生したときは、他の特定事業者は、その自衛防災組織を派遣する等災害の拡大の防止に協力すべきものと定められている。

番の州地区においては、「番の州地区特別防災協議会」が組織され、この構成会員間で「番の州地区特別防災協議会防災相互応援協定」が締結されている。

特定事業所相互間の応援は、この協定によるものとし、応援要請、応援出動、応援活動等については、この協定に定めるところとする。

2 災害応急対策実施機関の相互応援

(1) 坂出市消防本部と坂出海上保安署との相互応援

「坂出市と坂出海上保安署との業務協定書」に基づき相互に応援する。

「坂出市と坂出海上保安署との業務協定書」 資料 2-8

(2) 消防機関と警察

消防機関において警戒区域を設定し、警察において災害応急対策用車両の優先通行を確保するための交通規制、交通整理、資機材運搬の誘導を実施する。

負傷者等の搬送状況、身元確認状況を相互に連絡する。

(3) 消防機関と自衛隊

消防機関は、災害派遣により出動した自衛隊とその都度協議し相互応援する。

3 市町の相互応援

「香川県消防相互応援協定」及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、相互に応援する。

また、災害対策基本法第72条に基づき、知事は、特に必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援するよう指示することができる。

「香川県消防相互応援協定」 資料 2-9

「災害時の相互応援に関する協定書」 資料 2-10

4 県の応援

香川県が、高松地区及び坂出地区に設置している香川県防災資機材センターに備蓄している特殊災害対策用防災資機材の使用については、「香川県防災資機材運用要綱」による。

「香川県防災資機材運用要綱」 資料 2-11

5 他県との相互応援

知事は、災害の状況に応じ、他県の応援を必要と認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、所要資機材及び人員を示し、応援の要請をすることとなるが、そのために災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定等に基づき、次の協定を締結している。

「防災相互応援協定」（岡山県・香川県） 資料 2-12

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」 資料 2-13

「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」 資料 2-14

「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」 資料 2-15

6 石油基地自治体協議会加盟団体との相互応援

坂出市長は、災害の状況に応じ、必要であると認めるときは、「石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定書」に基づき、当協議会ブロック幹事へ応援を要請することができる。

「石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定書」 資料 2-16